

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労連書記次長以下との事務折衝

令和6年11月26日(火曜日)大阪市労働組合連合会(市労連)との交渉の議事録

(市)

そうしたら、後半戦、交渉2回目ということで、よろしくお願ひする。まず、今日の流れだが、まずは今日は、本給ラインと手当ラインのほうから扶養手当の改正についてということで提案をさせていただいて、その後に人事課、メンバー入れ替わり、今後の進め方について話をさせていただくような形になる。それが終わったら、またいつもどおりなのが、また日程の関係の話をさせていただけたらと思う。

前回、回答案というところで、扶養手当についての人事委員会の勧告、別紙のとおり改定することとするというところで、別紙のところ、今日提案案をお渡しさせていただこうかと思う。1枚目が提案文書の案になっている。2枚目のほうが前回の交渉のときに原資の話ができる資料を、ということで言っていた行政職の分の、提案させてもらった内容で改定したらという資料になっていて、3枚目が基礎資料、もうお渡しさせてもらっているが、それの今年の扶養手当の受給状況というのが分かるようなものということでお渡しさせてもらっている。1枚目の提案文書に戻っていただき、扶養手当の改定についてということで、本市人事委員会の勧告に基づき、国家公務員の扶養手当制度の見直しに準じ、16歳から22歳までの子に対する加算額を含め、国家公務員と同様の支給水準となるよう見直すため、次のとおり段階的に改定を実施する。1、改定内容。令和6年4月現行がこの額になり、令和7年4月経過措置ということで配偶者についてはマイナス3,500円、子どもについてはプラス1,500円。で、16歳から22歳の子にかかる加算措置についてはマイナス1,000円。で、その次の年、令和8年4月に制度完成ということになり、配偶者についてはマイナス3,000円でゼロになる。子どものほうはプラス1,500円で、一人当たり13,000円、16歳から22歳の子にかかる加算措置については、令和7年4月から変更なしという形になる。配偶者と子ども以外のその他の部分、22歳年度末までの孫、弟妹、60歳以上の父母、祖父母、心身に著しい障害のある親族の部分については、改定は今回はない。2番、実施時期として令和7年4月から段階的に実施し、令和8年4月に完成というのがこちらからの提案内容になっている。

(組合)

これ加算のところ以外は、国と同じ。

(市)

そうである、同じ。経過措置も今回国のほうと同じでさせてもらっている。

(組合)

はい。原資のこの2枚目のやつの、見方というか。

(市)

令和6年、今現行が、平均額が全体でいうと8,530円になっているということで、令和7年、今提案している内容の分で額改定しにいくと8,558円になるので、28円プラスになっている。なので原資を超えていく。減らした分よりも子どもなりで加算したほうが、額は増えているというような形になる。その次の令和8年、制度完成までいくと、プラスが大きくなっているという感じである。最終的には、今の額より434円多くなる。なので、全体で、その扶養だけではなくて全体としてプラス434円影響が出るという感じである。

(組合)

じゃあ、この分、給与跳ねるってことだな。

(市)

そうである、比較給与になっているので。

(組合)

なるほど、はい。これ加算のところの1,000円は、これ何か根拠あるのか。

(市)

国の額に合わせている。国の額、今5,000円なので、そこにもともと1,000円大阪市のほうが国より高かったのを、人勧のほうでも言わされているが、その加算、子どもの学齢加算のところも含め、国の支給水準へ合わせるようにというのが出ているので、そこに合わせている。だから国と、最終的な制度完成したら、もう同じ額になるという感じである。

(組合)

これ、前の資料も見つつだが、これ6,000円だった経過ってどういった経過であったか。

(市)

もともと結構前に、平成29年に変える前って国と市って結構ばらつきあった、扶養手当の額。で、ただ、その29年に変えるときに、配偶者減らして、子ども増やすという流れで変えたと思うが、そのときに、もちろん配偶者とか、その他とか子どもの主な額というのは国に合わせてはいたところ、学齢加算のところ、もともと国よりちょっと高かった。で、そこもそのとき合わせるのもあったと思うのだが、そのときの流れが子どもを増やそうみたいな流れだったので、そこって国と大阪市で、向いている方向というか、流れは一緒な

のだから、今回はそこについては減らさないでいきましょうみたいなところでいったといふうに記憶している。

(組合)

そうだな。はい。まあ、だとすると、ということでいうなら今回も、もちろん人勧で言及したというのは非常に大きいところではあるのだが、だとすると、そこを下げなくていいのかなというのは、我々としては同じ理屈でいけるかなというふうに思っているのが一つと、原資、これ少し分かりにくいか、あ、そうかそうか。この1,000円なかつたら、もっと持ち出し増えるのだな。

(市)

そうである。となるので、もちろん、子どもにというのはあるのだが、もちろん比較給与の中に入っているので、全体にこう影響が出てしまう。今、経過措置の7年のところで、28円とかで収まっているが、それがたぶん1,000円のそのやつがなかつたら、もっとたぶん影響はあるし、最終434円で済んでいるのも。

(組合)

そうだな。これだから、数だけで言うたら4,500、600ぐらい、じゃないか、もっとか。

(市)

加算のとこか。

(組合)

ね、4,700ぐらいあるね。

(市)

3枚目のところ見てもらったら。

(組合)

ええ、4,600ぐらいはいる。600ぐらいは、600以上いるな。

(市)

そうである。4,600とかいるので。

(組合)

400万、500万ぐらいかな。見越して人事委員会が言ったのかなという気もしなくもない

が。よそは、たぶん、よそというか、他都市は、おそらくこの加算のところも現行5,000円が多いと思うので、めぐりにいくと、そうしたら、おそらくよそも何かすごい持ち出し増えるんだろう。うちは、たまたまこの1,000円あったから。この程度で済んでいるというな、そんな見方もできなくない。

(市)

そうである。一番、原資の中では全然足りてないのは足りてないので、それはたぶん、よそも同じだとは。扶養している状況、その配偶者の人どれだけ扶養して、お子さんどれぐらいいて、そんなに大きく違いはないのかなとは、もちろん多少の年齢構成によつて違いは出るだろうが、違いはないと思うので、もちろん他都市、ほぼほぼ持ち出しになつていると思うし、この1,000円のところなかつたら、もうちょっと、この月例給のところで影響は出ていると、出るようにはなると思う。

(組合)

課長級のところって、これ令和7年と8年で、こんな急にプラスに転じるものなのかな。

(市)

課長級のかたって、これ、お渡ししたのは、もちろん課長代理級以下のものだが、課長級って今、現行が3,500円である。で、令和7年の4月段階でマイナスになるのだが、その次令和8年のときには、マイナス、そつちはないので、子どものプラスしかないというところもあって、ということである。

(組合)

そうか、そういうことか。3,000円、3,500円か。

(市)

今、3,500円で、令和7年4月でゼロになる、課長級が。

(組合)

前回のところでも指摘させていただいたが、もうやはり、この扶養手当の配偶者のところ特に、本当に、働けない、扶養家族にしないと、かなりもう切実な問題があると思う。ただ、そこに、お子さんおられたら、特段さほど影響しないこともあるが、やはり、お子さんもいない家庭含めてとなると、やっぱりこの6,500円マイナス、単年度で見ただけでも、ある。そういうの給料表のところいくと今年プラス改定あったけども、これいってしまうと、実際マイナスというところの給料表も多々ある中で、そこ見るとなかなか、この6,500円のところをなくすというのは、なかなか、こちらとしては認識しづらいというの

はあるのだが。

(市)

一応、ご家庭の事情、育児とか、介護とかで働けない配偶者のいるかたがいるというのは、もちろん否定はしないし、実際いるのかなとは思っているが、それも、大阪市もそういう状況だとしても、国も同じ状況だと思う。大阪市にはいるけど国にはいないというわけでは決してないと思っていて、大阪市の人勧でも国の見直しに準じて見直すよう勧告はなされているところでもあるし、扶養手当というか、さっきも話に出たが、公民比較のベースになる給与にはなるので、そういういた措置をしてしまうと、もう給与等への、こうマイナスの影響があるかなと思うので、慎重に見極める必要があると思っている。でも現時点では、ちょっと難しいかなとは思っている。

(組合)

ただやるにしても、この間、物価高の影響踏まえて見るのであれば、もう実施するのを2年なり3年なり見送るとかね、そういうやり方もあるのかなっていうのもあるし、あと、そのほかの手当のところも、難しいかも分からぬが、介護手当とかね、そういうところもまとまるならば、そういう手当を新設するところもあれば、その軽減というところもあるかなと思うので、一定そういう総合的に何かしら、マイナスするだけでなく、実際本当に困っている職員というところを救いにいけるような手だてっていうのも、今後必要かなというはある。

この原資のやつで、技能のところ、もし出せたら、いただけたら。

(市)

技能の、技能労務職であるな。

(組合)

はい。

ほか大丈夫か。取りあえず、ではこれは、今日ご説明いただいたということなので、持って帰ってということでさせていただきたいと思う。

(市)

はい。あと前に、この基礎資料のやつで、この子どものところの件数みたいな話。

(組合)

あ、かけ算だな、はいはいはい。かけ算したらどうなのかという。

(市)

これ職員の数じゃなくて子どもの数であった。

(組合)

この数は、子どもの数。それなら、これかけ算したら大体合うよというような話だな。

(市)

かけ算してもらったら、その手当額の額というのは出る。

(組合)

出るってことね。はい、分かった。

(市)

引き続いて今回扶養手当ご提案させていただいたところで、それに伴って勤勉手当、来年以降の分、どういったふうに変わらるのかというのを、ご説明させていただく。資料をお渡しする。そうしたら、先ほどお渡しさせていただいたのが、今回の扶養手当改正に伴う勤勉手当支給月数への影響についてという資料になる。資料の建付けとして1番、2番と分かれているが、先ほどご説明させていただいたとおり、扶養手当の改正を令和7年4月と8年4月ってことで段階的に行うことになるので、段階ごとに行ったときにどういった影響があるかってところでお示しをさせていただいているものになる。まず1ということで、来年、令和7年6月期と12月期の影響ってことになる。この数字をつくるうえでの前提ってことになるけれども、資料の一番下に書かせていただいているが、職員数であったり扶養状況であったり、あと、その基礎の情報というのは令和6年6月時点のデータを使用している。あくまで妻子等が今まで今回扶養手当が変わることでどれぐらい変わらるのかということでお示しする資料になる。そうしたら、まず1番のところ見ていただくと、あと、これが横軸で変わっているところが技能労務職以外の行政職1級から5級相当の分と技能労務職ってことで分けてつくっており、まず、技能労務職以外のところについては、基本的には今回の扶養の改定に伴ってというところで勤勉手当の差というのは出てこない。これについては、受けている扶養手当のバランスであったりとか、扶養手当全体というのは若干の増にはなるが、勤勉手当の支給には影響してこないので、これ差はゼロになっているという形になる。で、一方で技能労務職のかたのところ見ていただくと、第1区分から第3区分のところがマイナス0.01からマイナス0.06、マイナスがついている形になる。これについては、技能労務職給料表適用のかたについては、それ以外のかたと比較して、配偶者を扶養している職員のかたが、やはり比率として高いというところがある。なので、全体として手当総体が、ちょっとマイナスということになるので、これに伴って扶養手当が配分されている1区分から第3区分というところがマイナスになってくるというような

つくりになっている。続いて、2番のところ、令和8年度6月、12月の分、ご覧いただきたい。こちらのほうでいうと、技能労務職以外のところについては、先ほどのところは第1段階目のところでは影響というのでは出てきてなかつたが、総体として若干増える形になる。なので、配偶者扶養しているかたが、比較的少ないというのと、一方で子ども扶養しているかたというのが、やはり一定数多いってところがあるので全体を見ていくと、ちょっと増える形にはなる。その影響を見ていくと、第1区分から第3区分のところに0.01から0.06月プラスになってくる形になる。ただ、一方で技能労務職のところ見ていくと、こちらは先ほど同じ理由にはなつてしまつたが、配偶者扶養しているかたが多くて子ども扶養しているかたが一定数少ない。あと考えられる理由としては、特例の加算を受けているかたというのが、やはり多いところがある。多いので、やっぱりこれ扶養手当総体が減つてくることになつてしまつたので、それで計算していくと、第1区分から第3区分に0.002月から0.012月までマイナスが出てくるというような中身になつてしまつた。これが扶養手当の今回お示しさせていただいた改定に伴つて勤勉手当に影響が出てくる中身ということになる。

(組合)

イメージとは合うが、何かぴったり、ぴったりというか、何となくしか合わないなという気が。なぜだろう。はい、これは、これだけ影響するよということだな。

(市)

そうである。

(組合)

はい、分かった。

(市)

前の事務折衝のときに、東京事務所に異動してから結婚した人の単身赴任手当の話のところなのだが、確認して、やはり、この単身赴任手当というのは、異動等を原因として同居していた配偶者と別居することになった職員というのが大前提にある。この配偶者というのは、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むなので、いわゆる妻（未届）とか内縁の妻みたいなもの、いけるのはいけるが、一応この異動の時点で同居してなかつたらもちろん対象外であるし、異動の時点で同居しているけど配偶者じゃない、そのさつき言つてはいた、未届とか関係なく配偶者ではない、だったとしても対象外になつてしまつた。なので、こないだ言つてはいた事情が、この異動前に、例えば一緒に住んでないのなら、そもそももう、あの対象外であるし、一緒に住んでいるけど、届出してないけど事実上のという、あれに当たらないのなら、もちろんそこも対象外とい

うところになる。

(組合)

分かった。異動によって、こう変更余儀なくされたということだな、要は、その。

(市)

そうである。その異動時点で同居していた配偶者、届出しているかどうかにかかわらず、その配偶者の人と別居することになったというところなので、そこが後から、一緒に住んでなかつたけど、東京行ってから婚姻関係になったと言われても、もともと異動の時点で別居していたのなら、それはもう対象じゃないということになっている。

(組合)

はい、分かった。入れてあげてほしいなと思うけど、何かね。事情は、タイミングはあるんでしょうけど、要因は異動にあるのは間違いないので。どうか、そこの辺は手当出してあげてもいいのかなという気はするが。もちろん、その東京事務所において、後から分かってやつたんでしょうって言われたら、それはそうなのだが、だからと言って、こう、戻るのが分かっていて、こっちにね、新居構えてというのはなかなかやっぱりしんどいと思うので、何かその辺は、また働き方改革の中で検討していただけたらと思う。